【追加資料１】

利害関係の確認について

* NEDOは、採択審査に当たり大学・研究機関・企業等の外部専門家による採択審査委員会を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
* さらに、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
* そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の記載をお願いいたします。本書類にていただいた「提案者名」、「研究開発テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
* また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、別紙の記載欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

|  |
| --- |
| （提案者名） |

|  |
| --- |
| （研究開発テーマ） |

|  |
| --- |
| （技術的なポイント） |

利害関係のある評価者

整理番号

提案者名

助成事業の名称

利害関係のある評価者

評価者名（１）／機関名（１）：

理由（１）：

評価者名（２）／機関名（２）：

理由（２）：

評価者名（３）／機関名（３）：

理由（３）：

評価者名（４）／機関名（４）：

理由（４）：

評価者名（５）／機関名（５）：

理由（５）：

利害関係者の定義

1　規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程（平成15年度規程第63号）（以下「規程」という。）第34条及び第35条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

2　利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

一 被評価者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族にある者

二 被評価者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者

三 被評価者の案件の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者

四 被評価者の案件と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者

五 その他機構が利害関係者と判断した者

【追加資料２】

提案者各位

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

－ ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について －

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）では、研究開発プロジェクトの実施について、その成果を把握するとともに研究マネジメント改善や技術開発戦略への反映を図りたいと考えており、本調査を実施いたします。下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

調査結果については、ＮＥＤＯ内において、厳重な管理の下で取り扱うこととしており、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど企業名が特定されないよう細心の注意を払わせていただきます。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 提案書の実施体制に含まれる全ての実施者（再委託先、共同実施先を含む）のうち、**企業のみが対象**です。技術研究組合については、構成する全ての法人のうち企業のみが対象です。  なお、同一年度において同一法人当たり一回の御協力をお願いします。他のＮＥＤＯ事業公募時に提出している場合は、調査票の提出済み欄にチェックして提出ください。 |
| 対象プロジェクト | 対象者が過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクト（再委託先、共同実施先を含む）。  ただし、対象は、過去15年間（前身の特殊法人での案件を含む）のプロジェクト。  また、同一年度にＮＥＤＯへ企業化状況報告書を提出するもの、追跡調査にて御回答いただくものは除きます。（補足QA参照） |
| 記入方法 | 調査票に記入してください。  対象が5件以上ある場合には、売上や成果の活用面で高く評価できるものから5件（1者当たり）を対象者にて選定してください。  調査票は対象者ごと、プロジェクトごとに複製して利用ください。  ＜記入上の注意＞  ○実用化の定義  顧客評価（認定用）サンプルの作成や量産試作の実施、製造ライン設置、原価計算、製品ラインアップ化（カタログ掲載）、継続的な売り上げ発生　等  ○その他ＮＥＤＯ成果として認識するもの  直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含みます |
| 提出方法 | 公募期限までに、対象者ごとにまとめて提出してください。 |
| 問合先及び提出先 | 提案書と同じ。 |
| その他 | 記載いただいた内容に関して、問い合わせさせていただくことがあります。 |

以上

ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票

【追加資料２】

・提案書の実施体制に含まれる全ての企業ごとに本票を複製して記入してください。

・実施実績が多くある場合は、効果が大きい順に複数（最大５種）お書きください。

・提案書とは別にＮＥＤＯへ直接提出してもかまいません。

|  |  |
| --- | --- |
| １．今回提案する  プロジェクト |  |
| ２．企業名 |  |
| ３．記載免除条件 | ＜下記に該当する場合チェックしてください＞  過去15年間、ＮＥＤＯプロジェクト実施実績なし  同一年度に既に他の公募にて提出済  （応募事業名：○○○技術開発　公募期間：○年○月○日～○年○月○日） |
| ４．直近の報告 | 類似の調査にて報告済（調査名：○○に関する調査）  同一年度追跡調査にて報告済（※プロジェクト終了後6年以内）  （該当プロジェクト名：P00000　　○○技術開発）  同一年度に企業化状況報告書（又は実用化状況報告書）にて報告済  （※特定の助成事業\*1終了後6年以内、基盤技術研究促進事業終了後11年以内又は16年以内）（該当制度名：○○事業） |
| ５．過去の  実施実績① | ＜「3. 記載免除条件」に該当する場合は、本欄の記載は不要です。＞  ※過去15年以内に実施したＮＥＤＯプロジェクトの成果について記載してください。また、「4. 直近の報告」に記載した事業ついては、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、本項目を記載してください。（波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含む）   * プロジェクト番号・名称：P00000 ○○技術開発 * 実施期間：○○年度～○○年度 * プロジェクトで生み出した技術的成果と実用化の状況：（例）当該事業で開発した○○○技術を、△△△製品の×××として活用している。 * 当該事業で開発した○○○技術を利用して△△△の製造をしている。 * 当該事業で取得した○○に関する特許を他社にライセンス供与している。 * 成果が活用されている製品名： * 直近の売上額： * その他（社会的便益、CO2削減効果、雇用創出など）： * 記入者連絡先（下記のいずれかをチェック）   提案者と同じ   それ以外（以下に記述してください）   所属・氏名：  住所：  電話： e-Mail： |
| （留意事項）  ＊1：対象となる助成事業：  ・福祉用具実用化開発推進事業　　・産業技術実用化開発助成事業　　・大学発事業創出実用化研究開発事業  ・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発  ・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業（下記リンク先ページ下部）のうち助成を受けている方  [https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\_josei\_manual\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)  ・御回答いただきました情報は、厳重な管理の下で取り扱うこととし、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよういたします。 | |

【追加資料３】

事業成果の広報活動について

提案者の名称

助成事業の名称

　本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第4項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、公募要領に従い、以下のとおりとします。

　①　本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。

　②　報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。

　③　公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。

　④　前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【成果の発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化・製品化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

【追加資料４】

【追加資料５】

－　ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について　－

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条（現24条）に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況について、提出時点を基準として記載ください。

対象：提案書の実施体制に記載される助成先（委託先等は除く）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案法人名 | 常時雇用する労働者数 | 認定状況及び取得年月日（認定が無い場合は無しと記入） |
|  |  |  |

※必要に応じて、適宜行を追加してください。また証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加点対象認定】

（参考：女性活躍推進法特集ページ　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定等の区分 | |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定  （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） | プラチナえるぼし※1 |
| 3段階目※2 |
| 2段階目※2 |
| 1段階目※2 |
| 行動計画※3 |
| 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定  （くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業） | プラチナくるみん※4 |
| くるみん（令和4年4月1日以降の基準）※5 |
| くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※6 |
| トライくるみん※7 |
| くるみん（平成29年3月31日までの基準）※8 |
| 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業） | |

※1：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第24 号)による改正後の女性活躍推進法第12 条に基づく認定

※2：女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3：常時雇用する労働者の数が100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4：次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※10の認定を除く。）

※7：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

【追加資料６】

出資関心願

20　　年　　月　　日

＿　　　　　　　＿＿殿

提案者　住　　　所

名　　　称

代表者氏名

今般、私が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施する課題設定型産業技術開発費助成金（以下「NEP（躍進コース）」という）応募に係る条件として、NEP（躍進コース）でProof of Concept(PoC)の確証が得られた場合、私が設立または所属する法人に対して将来的に出資関心があることを確認願います。

出資関心確認書

　上記の件に関し、貴殿が設立または所属する法人がNEP（躍進コース）として採択され、Proof of Concept(PoC)の確証が得られたときは、出資関心があることを認めます。

この関心確認書により、採択者への出資を保証するものではありません。

年　　月　　日

関心者　名　　称

住　　所

役　　職

氏　　名

【追加資料７】

**・提案書の提出期限に間に合わない場合は、2023年5月31日正午までに追加で提出することを認めます。その場合、以下の余白に「後日提出予定」と記入してください。**

**躍進Cの応募者のみ必須です。躍進A・躍進Bの応募者は本ページは削除してください。**

2024年　月　日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部長　殿

（事業会社名）

（役職・氏名）

*※代表者もしくは支援責任者でも可*

支援対象証明書

**（様式第1）**

**【重要】提案者の記入方法を参照**

当社は、下記記載の者について、当社からのカーブアウト※を前提として、その事業化に向けた研究開発等に取り組んでいると認知し、貴機構所管の「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業／ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）／躍進コース（カーブアウトＡ・Ｂ）」への応募を認めています。

また、同事業に採択された場合には、事業で活用する技術や試作品等を保有する当社からその利用の許諾と利用権の提供（特許等の譲渡や独占実施権の付与など）に係る検討を行うとともに、当該事業の活動等に資する下記の支援を実施いたします。

※本事業における「カーブアウト」とは

事業会社において事業化に向け活用予定だった技術の開発等に携わっていた技術者や経営人材候補（客員起業家（Entrepreneur in Residence）を含む。）が、その技術を保有する事業会社からその利用権の提供（特許等の譲渡や独占実施権の付与など）や試作品等の提供を受け、場合によっては関係する技術者や経営面をカバーする社員などとともに、所属していた事業会社を退職等により外に出て、創業者自らも出資しつつ、新たにスタートアップを立ち上げ、その事業化を進めていくことを指します。

（なお、関係する事業会社の持ち株比率に関わらず、経営の主導権がスタートアップ側にあり、急速な事業成長に向けてスタートアップとしてのファイナンス（VC等からの複数回の資金調達など）を実行しながら独立して事業を進める見込みである場合も、本事業の対象に含みます。）

記

1. 支援対象者

（法　人　名）

（所属、役職）

（代表者氏名）

1. 当社支援内容

現時点で予定している当社からの支援内容については以下のとおりです。（チェックしたもの）

　技術面や経営面をカバーする人材の提供

支援対象者の実施場所、装置等の設置場所、技術実証場所の提供

当社保有設備等の使用・提供

資金面の援助（出融資等を問わず）

研究開発や事業開発の程度が一定水準を上回った場合の購買・調達の検討

VC等から求められた場合のレファレンスの提供

その他（下欄にその内容を具体的に記載願います。）

1. 当社支援担当者

（所属、役職）

（担当者氏名）

（連　絡　先）

以　上